

三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）骨子（素案）

1 三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の策定について

(1) 策定の経緯

三重県教育委員会では、「三重県における特別支援教育の推進について」（基本計画）を平成18年度に策定し、平成19年度から施策を推進してきました。

平成25年3月に「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」を策定し、特別支援学校の整備を進めています。

平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されるなど、障がい者や特別支援教育を取り巻く環境が変化しています。

「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」が、平成26年度までの計画であること、法令改正や「中央教育審議会初等中等教育分科会（報告）」が示されたことにより、特別支援教育にかかる新たな計画を策定する必要があります。

(2) 特別支援教育全般の現状と課題

発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒数が増加するとともに、障がいの重度・重複化、多様化が進んでおり、小中学校の通常学級や高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への指導、支援等の対応が課題となっているため、教員の専門性向上が求められています。

インクルーシブ教育システム構築を推進するため、早期からの一貫した支援や、就学先決定のあり方の検討、多様な学びの場の整備が求められています。

小中学校、高等学校においては、校内委員会とコーディネーターが全ての学校に配置され、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成も進んでいます。今後は、個別の指導計画、個別の教育支援計画の活用が求められています。

特別支援学校に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、施設の狭隘化等への対応が課題となっています。

(3) 計画の期間

平成27年度から31年度までの5年間の計画とします。

2 インクルーシブ教育システムの推進について

(1) 早期からの一貫した支援

幼稚園、保育所等からの一貫した情報の引継ぎが課題となっているため、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールの活用により、情報の引継ぎ体制を充実させます。その際、パーソナルカルテを所有する保護者が引継ぎのキーパーソンとなることから、保護者に対し子どもの支援にかかる情報の提供や共有を図ります。

早期からの教育相談が行える発達相談支援室等、ワンストップ型の相談機能の充実や、地域の実情に沿った支援ネットワークの構築について検討します。

(2) 就学相談・就学先決定

県教育委員会と市町等教育委員会が就学にかかる情報共有を図りながら就学相談を進めていきます。

就学先の決定にあたっては、本人・保護者に対して十分な情報提供を図るとともに、その意見を最大限尊重し、気持ちにより添いながら教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を図っていきます。

就学先決定における、多様な子どものニーズに応じていくため、連続性のある多様な学びの場の整備や充実を進めます。

就学先決定後の柔軟な就学先の見直しについて、検討を進めます。

(3) 就学前の取組

乳幼児健診や幼稚園、保育所で障がいの早期発見を図り、保護者との情報共有や関係機関への引継ぎ、子育て支援を進めます。

早期からの一貫した支援を円滑に進めるため、パーソナルカルテ等情報引継ぎツールの活用や、関係機関と連携した相談・支援にかかる体制づくりを検討します。

(4) 発達障がい等のある幼児児童生徒への対応

小中学校の通常学級や、高等学校等に在籍する発達障がいのある児童生徒に対する支援体制の充実と、学習活動や指導方法等を一層効果的なものにするこ

とが求められており、その充実に向けて取組を進めます。

発達障がいの特徴と支援方法の理解、授業の工夫等、教職員の専門性と指導力の向上に取り組みます。

学習障がいについては、就学前の発見が難しいため、就学後できるだけ早期の発見を図り、授業における指導や教材の工夫、通級指導教室の活用などを進めます。

特別支援学校では、センター的機能を十分に発揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応できるよう、教員の専門性のさらなる向上に努めます。

3 特別支援学校における教育の推進について

(1) 個々のニーズに応じた教育

個別の指導計画を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応える教育を実施するとともに、障がいの状況や特性に応じた指導がより充実したものになるよう教育課程を検討していきます。

(2) キャリア教育の推進（進路指導・就労指導）

生活年齢や発達年齢、障がいの状態等に応じたキャリア教育の検討と、キャリア発達の段階を踏まえ教育課程の検討を進めます。

一人ひとりの適性と職種のマッチングを図り、職業実習や就労支援の充実を進めます。

障がいの重い生徒の福祉的就労を含めた社会参加のあり方について、検討を進めます。

(3) 今後のセンター的機能のあり方

相談件数の増加に伴い、特別支援学校における校内体制の工夫や情報発信等、効率的・効果的な支援方法について検討を進めます。

「こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校のセンター的機能のあり方について、検討を進めます。

(4) 交流および共同学習

交流および共同学習の推進による交流機会の増加について、計画的な実施、児童生徒および教員の参加体制について検討を進めます。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶことができるために、交流場面での視覚情報による活動内容の提示等、障がいのある子どもが十分活動できるよう合理的配慮の充実を進めます。

(5) 医療的ケア

医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安定して学校生活を送れるよう、保護者、教員、看護師等と医師等関係機関が連携・協力し、医療的ケアを実施できる校内体制の充実を進めます。

(6) 盲学校および聾学校のあり方

県内唯一の視覚障がい、聴覚障がいの教育部門を有する特別支援学校として、センター的機能を含めた就学前からの支援や、通級による指導体制について検討します。

4 小中学校における特別支援教育の推進について

(1) 通常学級における特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した効果的な学習活動や指導方法等の充実を図ります。

障がいの特性に応じた指導や支援の方法、授業の工夫等、教職員の特別支援教育にかかる専門性の向上を図ります。

(2) 通級指導教室

通級担当教員には、高度な専門性が求められることから、担当教員の養成や専門性の向上を図ります。

通級による指導のニーズが高まるなか、通級指導教室の計画的な設置について検討を進めます。

(3) 特別支援学級における教育の充実

特別支援学級担当教員は、多様な障がい特性に応じた指導や支援が求められることから、専門性の向上とともに計画的な教員配置を検討します。

個別の指導計画に基づいた適切な指導と評価、障がいの特性、地域の特徴を活かした適切な教育課程の工夫や改善を進めます。

(4) 連続性のある多様な学びの場

多様な学びの場を充実させるために基礎的環境整備を進め、教員の専門性向上、教育内容・方法の改善等による合理的配慮の充実を図ります。

5 高等学校における特別支援教育の推進について

(1) 発達障がい等のある生徒への対応

発達障がいのある生徒の相談・支援にかかる体制作りや、校内委員会の整備を進めます。

特別支援教育コーディネーター等、発達障がい等のある生徒の指導や支援にあたる教員の役割が重要であることから、教員の専門性の向上を図るとともに、人的配置の拡充について検討します。

障がい特性についての知識を身につけるとともに、支援・指導にかかるスキルの向上を図るために、教員が障がいのある児童生徒と関わる体験的な研修等を実施することについて検討します。

聴覚障がいや肢体不自由等のある生徒について、それぞれの障がいの特性に応じた支援や教育を進めます。

(2) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実

個別の指導計画、個別の教育支援計画等支援にかかる情報を中学校から確実に引き継げるシステムを検討するとともに、個別の指導計画等の活用の充実を図ります。

6 教員の専門性向上

通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、すべての教員が発達障がい支援を含む特別支援教育についての知識・技能を有していることが求められるため、体験的な研修等により知識を実践力として活用できる人材の育成を図ります。

多様な学びの場における、教員の特別支援教育にかかる専門性向上、授業力向上と特別支援学校免許の取得率向上を図ります。

特別支援学校では、センター的機能を十分に発揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応するため専門性の向上を進めます。

7 特別支援学校の整備

東紀州くろしお学園（本校）、松阪地域特別支援学校（仮称）、「こども心身発達医療センター（仮称）」の一体整備に伴う特別支援学校の整備を進めます。

寄宿舎の統合整備について、方向性を検討します。

施設設備の老朽化や各校の個別の課題について、方向性を検討します。

用語解説

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。（発達障害者支援法の定義による）

なお、現在翻訳作業中の DSM-5（アメリカ精神医学会による「精神障がいの診断と統計の手引き」）において、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がいは、「自閉症スペクトラム（仮翻訳）」という一つの診断名に統合される。

個別の指導計画

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じてきめ細かな指導を行うための教育課程や指導計画（指導目標や指導内容、指導方法等を盛り込んだもの）。（特別支援教育 Q&A 三重県教育委員会事務局研修分野より）

個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて策定される計画のこと。児童生徒に長期的な視点で一貫した的確な支援を行うためのツールであり、児童生徒本人、保護者が支援を受けるためのツールでもある。学校等の教育機関が中心となって策定する場合の呼称。

（「個別の教育支援計画」Q&A 三重県教育委員会事務局研修分野より）

パーソナルカルテ

小学校入学前から就労までをみすえて、支援の必要な児童生徒が安心して一貫した支援を受けられるよう、児童生徒に係る支援の情報をスムーズに引継ぎ、支援を行うためのツール。保護者がパーソナルカルテを教育相談、個別懇談会、進学・転学時の引継ぎ時に提示することで、支援の情報が各関係機関等に伝えられ、支援に活かすことができる。原則として、本人、保護者が作成する。市町によっては、独自のカルテが活用されているところもある。

連続性のある多様な学びの場

インクルーシブ教育システムにおいて、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。具体的には、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備が求められている。

センター的機能

『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）』（中央教育審議会）において、特別支援学校に期待されるセンター的機能として、以下の6点を例示している。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

キャリア教育

児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会のなかで役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

交流及び共同学習

特別支援学校学習指導要領の中で、交流及び共同学習は「児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。」と示されている。

また、活動の形態として特別支援学校の幼児児童生徒と小中学校、高等学校

等の児童生徒等が交流する「学校間交流」、特別支援学校の児童生徒が居住地の学校で交流する「居住地校交流」等がある。

合理的配慮

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。

医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養など、日常生活に必要な医療的な生活援助行為を治療行為としての医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。三重県では、医療的バックアップ体制実施要綱に基づき、特別支援学校8校において、常勤講師（看護師免許所有）及び指定の研修を修了した教員が73人の児童生徒に医療的ケアを実施している（平成25年度）。特別支援学校で教員が実施できる医療的ケアは、「①喀痰吸引②経管栄養」である。

なお、医療的ケアの実施にあたっては、保護者との相談ののち、主治医、学校と安全性等を確認したうえで、実施について判断する必要がある。

通級による指導（通級指導教室）

小中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障がいのある生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態。通級による指導については、自らの在籍している学校において行う「自校通級」、自らに在籍している学校以外の場で行う「他校通級」、教員が各校を巡回指導する形態がある。

学校教育法施行規則第四百十条により小学校、中学校の通級による指導の

対象となる障がい種は、

- 一 言語障害者
 - 二 自閉症者
 - 三 情緒障害者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 学習障害者
 - 七 注意欠陥多動性障害者
 - 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの
- とされている。

特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定による障がいのある児童生徒を対象とした学級。規定される障がい種は、

- 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- とされている。

参考資料 1

三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)の策定にかかる 三重県教育改革推進会議日程(変更案)

日 程	全体会	第 2 部会 (変更案)	第 2 部会 (当初計画)
H25年 9月2日	●第 1 回 今年度の審議事項、部 会の設置等について	●第 1 回 ○総合推進計画の策定について ○計画の柱立て(案)提案	●第 1 回 ○総合推進計画の策定について ○計画の柱立て(案)提案
H25年 10月24日		●第 2 回 ○発達障がいに関する調査結果 に基づく現状の分析 ○課題の整理 ○計画の柱立て(重点項目の整 理)	●第 2 回 ○発達障がいに関する調査結果 に基づく現状の分析 ○課題の整理 ○計画の柱立て(重点項目の整 理)
H25年 11月11日		●第 3 回 ○総合推進計画の論点整理	●第 3 回 ○計画の骨子案検討 ・インクルーシブ教育システム の推進について ・特別支援学校における教育の 推進について ・小中学校、高等学校における 特別支援教育の推進について
H25年 12月16日	●第 2 回 第 1 回～第 3 回で審議 された内容の報告及び審 議		
H26年 1月16日		●第 4 回 ○総合推進計画骨子案の検討	●第 4 回 ○計画の骨子案の掘り下げ ・インクルーシブ教育システム の推進について ・特別支援学校における教育の 推進について ・小中学校、高等学校における 特別支援教育の推進について
H26年 2月4日	●第 3 回 第 2 部会(第 4 回)で 審議された内容の報告及 び審議		
H26年 4月～5月頃	全体会の日程に応じ 第 2 部会での審議内容 の報告及び審議	●第 5 回 ○総合推進計画中間案の検討	●第 5 回 ○総合推進計画(案)の検討 ・教員の専門性向上について ・特別支援学校の整備について 等
H26年 6月～7月頃	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 総合推進計画 中間案の確定 </div>	●第 6 回 ○総合推進計画中間案の検討	●第 6 回 ○総合推進計画(案)の検討 ・中間案の確定
H26年 7月～8月頃		パブリックコメント	パブリックコメント
H26年 11月頃		●第 7 回 ○総合推進計画(案)の検討 ・パブリックコメントの反映	●第 7 回 ○総合推進計画(案)の検討 ・パブリックコメントの反映
H27年 2月頃	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 総合推進計画 (案)の確定 </div>	●第 8 回 ○総合推進計画(案)の検討	●第 8 回 ○総合推進計画(最終案)の確 定